

セーフティネット保証1号の概要

1. 制度概要

○民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることによって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行う制度。

2. 対象中小企業者(下記いずれかを満たす場合)

- (1)当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
- (2)当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者

3. 内容(保証条件)

- ①対象資金:経営安定資金
- ②保証割合:100%保証
- ③保証限度額:無担保8千万円、普通2億円(別枠)
- ④保証人:原則第3者保証人は不要

